

石川県物価高騰対策支援事業（医療分） Q&A

○交付対象施設について

No.	質問	回答
1	支援金の交付対象施設は。	令和5年7月1日時点において石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、事業継続予定である病院、有床診療所、無床診療所（内科・歯科）、助産所、施術所及び薬局です。 ただし、病院及び診療所については、保険医療機関の指定を、薬局については保険薬局の指定を受けているものに限ります。 また、公立施設は対象外となります。
2	令和5年7月2日以降に開設した施設は対象となるか。	令和5年7月1日を基準日としているため、対象となりません。
3	申請時点で休止又は廃止している施設は対象となるか。	対象となりません。
4	対象施設は石川県内にあるが、開設者の所在地が石川県外の場合、対象となるか。	開設者の所在地が石川県外であっても、石川県内に所在する施設がある場合、当該施設分について支給対象となります。なお、開設者の所在地が石川県内であっても、石川県外に所在する施設については支給対象外です。
5	病床数はいつ時点のものか。	令和5年7月1日時点で、医療法第7条に基づく許可を受けている病床の数です。
6	出張専門の施術所、助産所は対象になるのか。	光熱費高騰の大きな影響を受ける施設を有していないと考えられるため、対象となりません。
7	あはきと柔整を重複して申請することは可能か。	同一の建物内にあはきと柔整がある場合は、いずれか一方が交付の対象です。 ただし、同じ住所内にあはきと柔整の施設がそれぞれ別の建物内にある場合は、それぞれの施設ごとに申請することが可能です。

○支援金の申請・交付について

8	開設者が複数の施設を開設している場合、施設ごとの申請になるのか、開設者ごとの申請になるのか。	開設者が同じ病院、有床診療所、無床診療所、助産所、施術所、薬局であっても別々に申請していただく必要があります。 事業案内の通知に記載されている申請コードごとに申請してください。
9	ネットバンクを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいか。	「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やネットの画面写真を提出してください。
10	申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どうしたらよいか。	申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに運営事務局（076-231-3290）にご連絡をお願いします。
11	いつ支援金は交付されるのか。	交付申請の受理後、審査を行い、申請内容に不備がなく適正と認められれば、概ね2週間程度で支援金を交付する予定です。 ただし、申請内容について、確認事項や不備がある場合には、交付までに時間を要することがあります。 また、申請が集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。
12	同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることはできるか。	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、この支援金を受け取ることが可能です。ただし、この支援金を受け取った場合に他団体の給付金を受け取ることができるか否かは、他団体の給付金の支給要件をご確認ください。